

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス水原店

所在地 阿賀野市庄ヶ宮字沢田684番 外

設置者 日生不動産株式会社

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

（変更後）株式会社越後イエローハット 代表取締役 伊藤 崇弘 新潟県新潟市東区河渡庚245番地 1

他 1 者

3 変更年月日

令和8年7月2日

4 変更理由

テナント入れ替えのため

5 届出年月日

令和8年7月8日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、阿賀野市商工観光課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和8年7月28日から令和8年11月28日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp